

！！重要！！ 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されました

職業安定法施行規則の改定により、2024年（令和6年）4月1日以降、ハローワークに求人申込を行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要となりました。

- ① 従事すべき業務の内容の変更範囲
- ② 就業場所の変更範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

① 業務内容

雇入れ直後

「職種」欄に**職種（業務内容）**を記載

【変更の範囲】

変更の可能性
あり

「仕事内容」欄に
「**変更範囲：（具体的な業務内容）**」を記載

変更の可能性
なし

「仕事内容」欄に
「**変更範囲： 変更なし**」と記載

② 就業場所

雇入れ直後

「就業場所」欄に**就業場所**を記載

【変更の範囲】

変更の可能性
あり

「転勤の可能性」欄の「**あり**」を選択し、
「補足事項・特記事項」欄に**変更後の就業場所**を記載

変更の可能性
なし

「転勤の可能性」欄の「**なし**」を選択

③ 更新基準

【契約更新なし】

【契約更新**あり**】

条件付きで更新**あり**

「補足事項・特記事項」欄に**具体的な契約更新の条件**とともに
「**更新上限:(通算契約期間上限〇年/更新回数上限〇回)**」と記載
(※)

原則更新

更新上限を「補足事項・特記事項」欄に
「**更新上限:(通算契約期間上限〇年/更新回数上限〇回)**」と記載
(※)

「契約更新の可能性」欄の「**なし**」を選択

(※) 更新上限なしの場合は、ハローワークへの連絡事項欄に「更新上限なし」と入力して下さい。
郵送/窓口でのご提出の場合は、契約更新の可能性欄に「更新上限なし」と手書きで記載して下さい。

仕事の内容:(全角300文字以内)

自社で製造している電子部品（主に自動車用部品）の法人向け営業

・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等

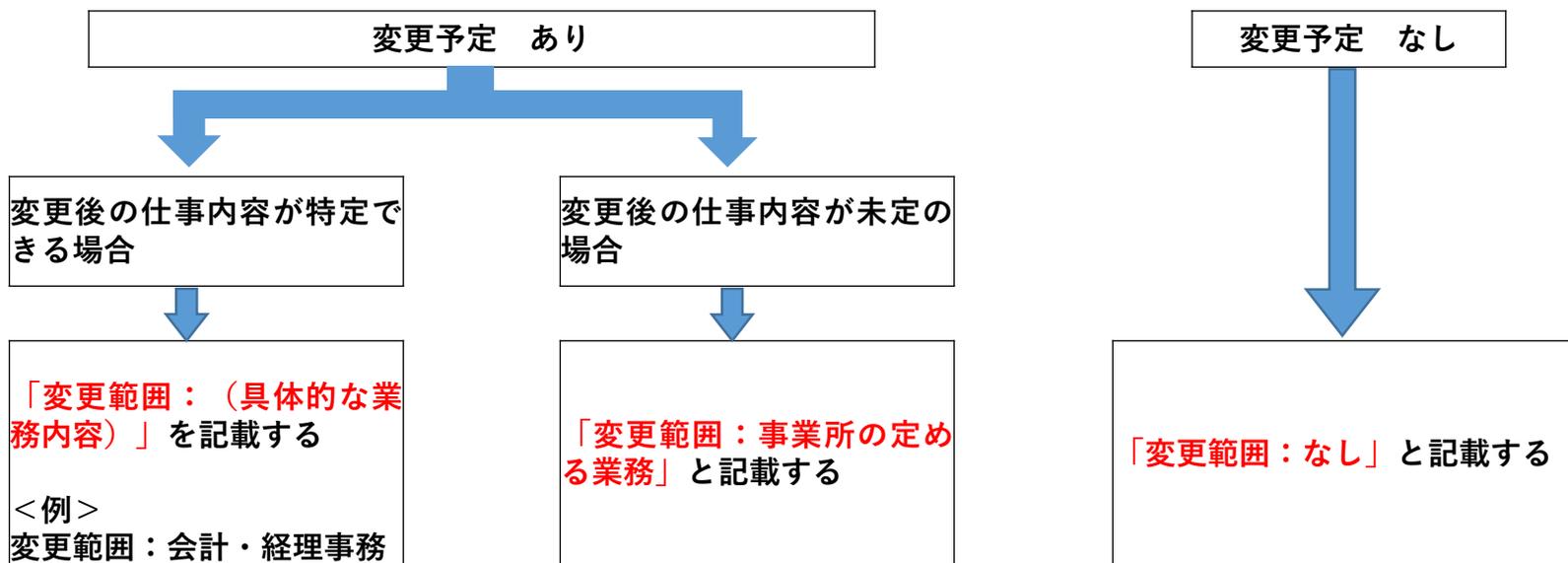
※顧客は主に国内の自動車メーカー（関東・東海地域）です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。

※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより必要な知識・スキルが学べます。

《記入例》

※変更範囲：なし

※採用時点において「将来的に職種変更予定がある・なし」を「仕事の内容」欄に記載する。



・試用期間3ヶ月

《記入例》

・転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場

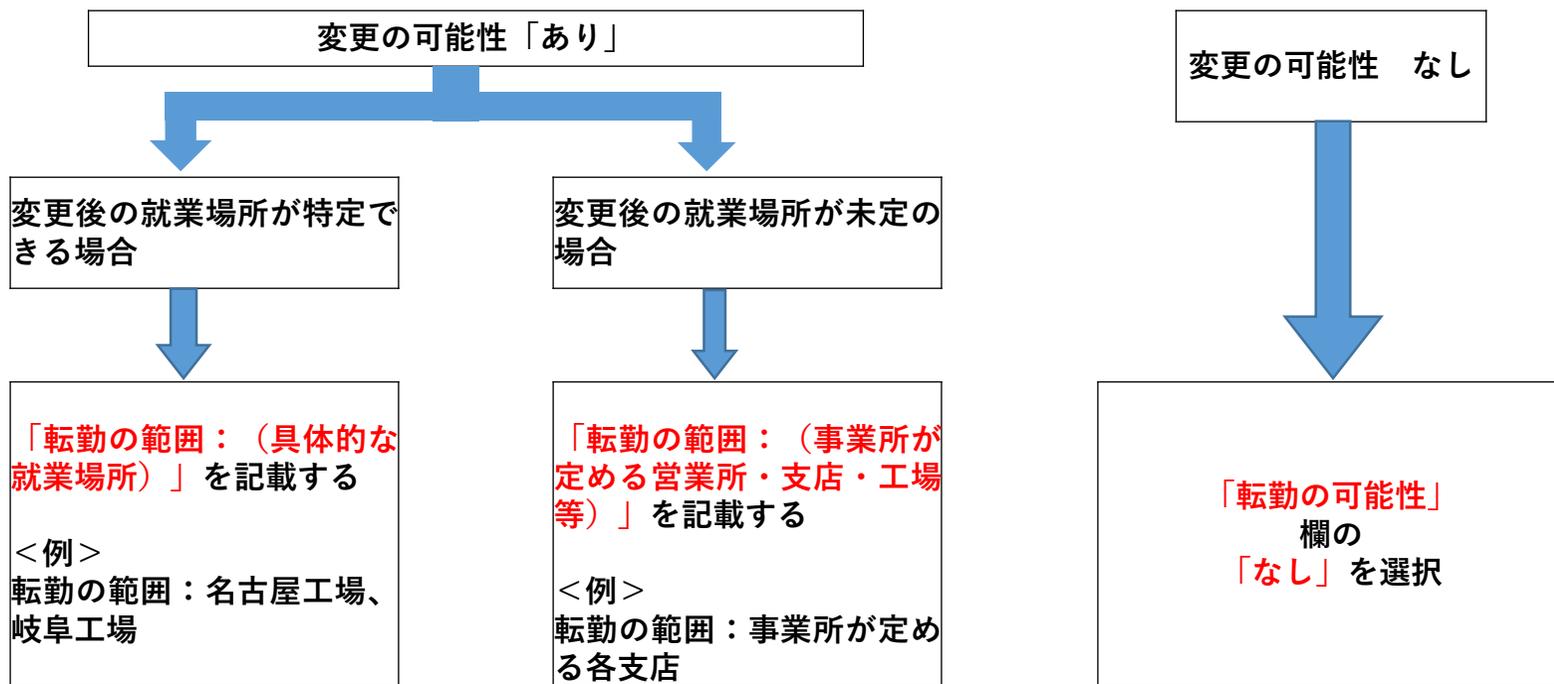
・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。

更新基準：通算契約期間上限5年

補足事項

(全角300文字以内)

※採用時点において「将来的に就業場所変更予定がある・なし」を「補足事項・特記事項」欄に記載する。

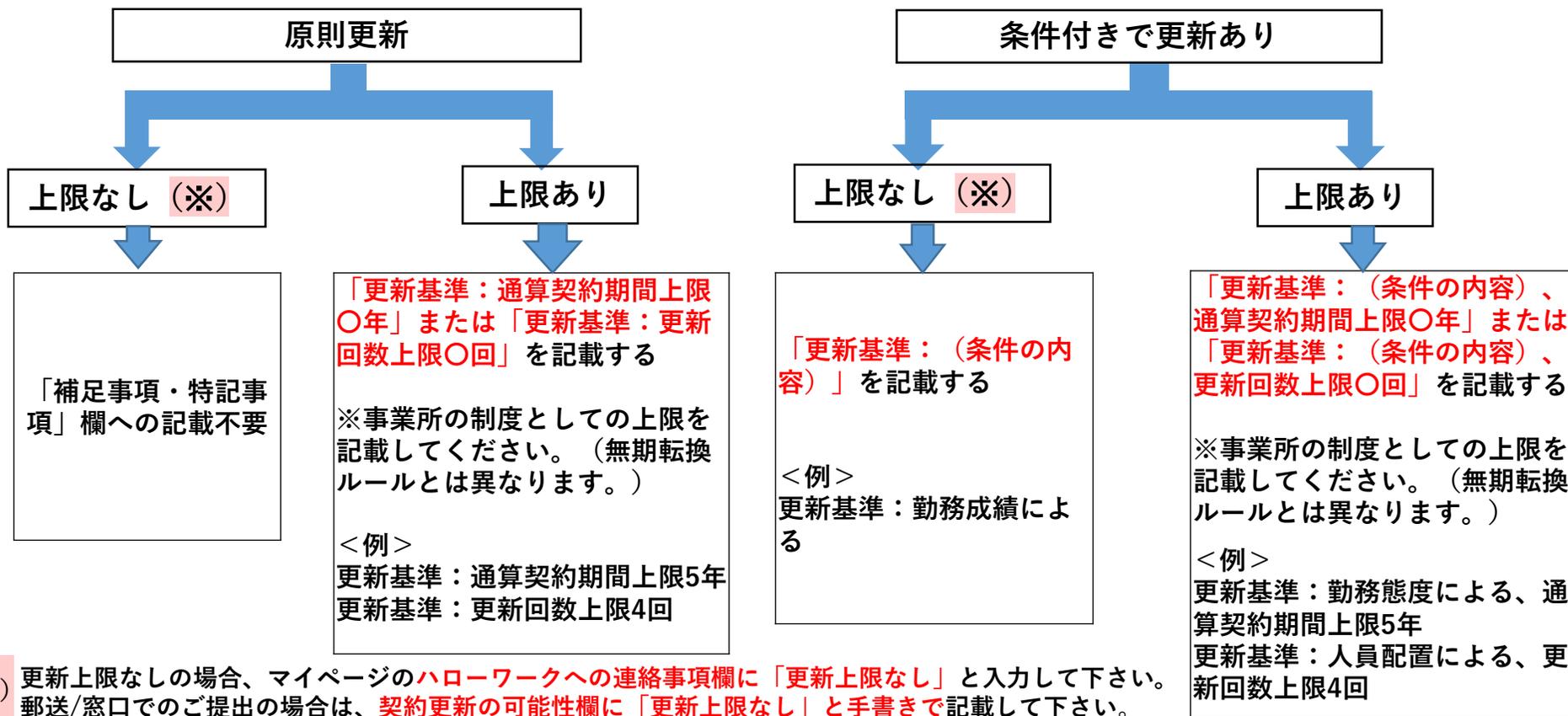


補足事項
(全角300文字以内)

《記入例》

- ・ 試用期間3ヶ月
- ・ 転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場
- ・ 応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。
- ・ 応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません
- ・ **更新基準：勤務成績による、通算契約期間上限5年**

※「雇用期間の定めあり」で契約更新の可能性「あり」の場合、「補足事項・特記事項」欄に更新基準を記載する。



(※) 更新上限なしの場合、マイページのハローワークへの連絡事項欄に「更新上限なし」と入力して下さい。郵送/窓口でのご提出の場合は、契約更新の可能性欄に「更新上限なし」と手書きで記載して下さい。

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町3番地
	最寄り駅(〇〇線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10 分)
	就業場所に関する特記事項:
	従業員数:就業場所(22 人) うち女性(12 人) うちパート(14 人)
受動喫煙対策	1. あり(受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:
マイカー通勤	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
転勤の可能性	① あり ➡ 転勤範囲: A事業所、B事業所 2. なし

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新 ・ 条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年 / 更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。